



# JBS Newsletter

January 2013

## はじめに

オランダ JBS ニュースレターをご愛読いただきありがとうございます。今回より体裁を多少変更し、各記事の日本語要約を 1 本のニュースレターにまとめました。各内容の詳細につきましては別添の英文をご参照いただくか、または担当者までお気軽にお問い合わせください。また、本ニュースレターに関するご意見等もお待ちしております。今後とも業務のお役に立つ情報をご提供できれば幸いです。

## 目次

1. 国際会計基準: IFRS アップデート
2. 法人税: 税査定に係る利子の取扱いの変更
3. ヒューマンキャピタル関連
4. 投資環境: オランダ政府による海外投資家に向けたコミットメントの再確認
5. 適格ローン判定フローチャート
6. キャッシュプーリングに係る税務サービス
7. 企業の社会的責任(CSR)、サステナビリティ関連サービス

## 1. 国際会計基準:IFRS アップデート

2013年1月1日よりIFRSに関する幾つかの新しい基準・改訂が発効となりました。うち影響の比較的大きいものとして、以下の従業員給付に関する重要な改訂(IAS第19号の改訂)、及びIFRS第13号「公正価値測定」が挙げられます。

### 従業員給付に関する重要な改訂(IAS第19号の改訂)

本改訂は、回廊アプローチ及び制度資産の期待運用収益の廃止といった根本的な変更から、単純な明瞭化や文言の修正に至るまで多岐にわたっています。本改訂は、確定給付制度を有するすべての企業の利益に影響を与える、従来、数理計算上の差異を遅延認識してきた企業は、そのような処理が認められなくなり、退職給付に関する報告額が毎期、大きく変動する可能性がある点留意が必要になります。

### IFRS第13号「公正価値測定」

本新基準により、米国基準とIFRSとの間で公正価値測定に関する共通の規定が整備されました。IFRS第13号は、いつ公正価値により測定すべきかを変えるものではなく、IFRSが公正価値測定を要求または容認する場合、金融資産および負債、非金融資産および負債の公正価値をどのように測定すべきかを定めたものになります。IFRS第13号にある考え方の大半は現行実務と齟齬するものではありませんが、たとえば全ての公正価値測定においてブロック・ディスカウントを考慮することが禁止されるなどの一部の原則は、一定企業に大きな影響を与えることになるものと思われます。また、相当量の開示が求められており、多くの企業にとって負担となる可能性が御座います。

また、新しい連結基準であるIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」については、2014年1月1日以降に開始する年度より発効となる見込みとなっておりますが、現時点では欧州連合(EU)の承認がおりていない状況にあります。尚、今後これらの新基準についてEU承認が行われた場合は、早期適用が可能となっております。



## 2. 法人税:税査定に係る利子の取扱いの変更

昨年の税制改正により法人税の追加納付額及び還付税額に関する利子の取扱いについて、従来の「賦課利子(levy interest)」から「税利子(tax interest)」へと変更されております。従来、法人税に関する賦課利子は、当該税務年度終了の翌日から起算して査定終了日までの期間に対応して算出されていましたが、当該改正により、納税者が支払う税利子と、税務当局が支払う税利子を区別して扱われることとなっております。

### (1)納税者が支払う税利子

納税者は、当該税務年度終了後6ヶ月経過した日から税額利子を支払わなければなりません(これまでの制度より6ヶ月遅れ)。一方、利子計算期間の末日は、これまでの査定終了日から支払期限に変更されました。法人税における支払期限は、査定日から6週間経過した日と規定されました。

ただし、税務当局が合理的な期限内に査定通知を行わない場合、上記利子計算期間は短縮されます。この場合の合理的な期間は、予備調査または最終査定の申請(電子申告を含む)の場合8週間、税務申告書提出の場合は13週間と規定されており、この期限を過ぎた期間(プラス上述の6週間)については利子税の対象外となります。ただし、税務当局の査定額が納税者の申告額と異なる場合はこの限りではありません。なお、納税者の異議申し立て・提訴が通って当局の査定額が減額された場合、納税者が申し立て等に先立ち支払った利子税は調整されます。

### (2)税務当局が支払う税利子

税務当局が支払う税利子に関して、原則、当局の査定が合理的な期限内に発行されない場合のみ適用となります。この期限については上に同じ(8週間/13週間)取扱いになります。

### (3)利率

2013年1月1日現在、利息は法定利率である3%が適用されておりますが連立政権は2014年1月1日より利子税について商業取引に係る法定税率(最低8%)と同率とすることを提案しています。

当該、税査定に係る利子の取扱いの変更により、2012年度分の法人税の申告に際して、正確な法人税納付額の算定を行うとともに、2013年第一四半期中には税務当局に対して(予備)査定書の発行を申請することにより、利子税の賦課を回避することが期待されます。

### 3. ヒューマンキャピタル関連

#### (1) 高額所得に係る臨時特別税 16%(1 年限りの時限立法)

2012 年度のオランダにおける課税対象所得が 15 万ユーロ超の被雇用者を持つ場合、雇用者はこの 15 万ユーロを超えた部分に対して 16%の臨時特別税(Crisis tax)を支払う義務が生じます。この特別税は 2013 年 3 月分賃金税申告(申告・支払期限 2013 年 4 月末)に含まれる必要があります。なお、税務上のオランダ非居住者の場合、オランダ国外源泉所得はこの 15 万ユーロに含める必要はありません。

#### (2) 高額退職金(解雇一時金)支払いに対する加算金の強化

特定の要件を満たす高額所得者の雇用契約の停止に伴う退職金に対して罰則的税金が課されますが、2013 年 1 月 1 日よりこの税率が 30%から 75%へと増加となりました。

#### (3) 社会保障料の雇用者拠出の増加

2013 年 1 月 1 日以降、例えば雇用保険、健康保険、カンパニーカー相当分に対する国民保険等の雇用者(会社)拠出金が増加となります。

#### (4) 業務関連費用スキーム

2013 年度に業務関連費用スキームを選択・適用した場合の非課税枠は総費用の 1.5%に据置きとなりました(同枠を 1.6%まで拡大との提案がなされていたが不採用)。

#### (5) 2014 年以降の変更予定

新政府が発表した 2014 年以降の改正について主なものは以下のとおりです。

- ▶ 年金受給資格年齢の引き上げ。2013 年から段階的に開始され、2018 年に 66 歳、2021 年に 67 歳まで年金受給資格の延長を行う予定。
- ▶ 雇用保険(WW)の雇用者拠出金額の引き上げ。



#### 4. 投資環境:オランダ政府による海外投資家に向けたコミットメントの再確認

オランダ財務長官は、海外投資家へのコミットメントを再確認する旨を 2013 年 1 月 17 日付のオランダ内閣府宛の文書に盛り込みました。

オランダ政府は、引続き外国投資家にとって有益な投資環境を維持することに加え、アフリカ、アジア、南米などの新興成長市場とのさらなる協定を進めることで、これまで以上に投資環境を整備することを目指しています。

また、財務長官は、租税のあり方に関してオランダ単独で基本方針の転換を行う予定はないが、国際的な場(例:OCED の所得侵食と利益移転に関するプロジェクト等)において租税や課税権に関する議論を行い、オランダの投資環境を損なわない形での解決策を模索したいと述べています。

さらに、財務長官は、オランダを欧州の投資拠点として活用するメリットについて、外国投資家や外国企業と積極的に議論する機会を設けたいとしています。

#### 5. 適格ローン判定フローチャート

企業の資金調達方法としては、外部からの借入、グループ会社からの借入、増資等、様々な方法がありますが、それぞれの方法において税務上異なる扱いを受けることに留意する必要があります。ここ数年、オランダにおける関係者間ローン(onzakelijk lening)、及び、借入利子の損金算入要件に関して多くの変更がありました。

オランダにおける資金調達に関する税務上の扱いの識別が可能な簡易フローチャート(別添英文リンク)を作成しましたのでご紹介させていただきます。

なお、この簡易フローチャートは一般的情報を提供するものであり、個別の案件については専門家にお問い合わせください。

#### 6. キャッシュプーリングに係る税務サービス

グループ会社の資金管理方法としてキャッシュプーリングを活用している会社は多く、一般的にその手法は(1)ノーショナルプーリング及び(2)ゼロバランスの 2 つに大別されます。前者は、通常、銀行との取決めにより、各拠点の銀行取引口座別ではなく、ノーショナル(名目的に)に集約されたグループ内純キャッシュ高に基づいて銀行利息・手数料の支払いを行うものです。後者はキャッシュを実際に単一集約口座(マスター口座)に集中させる手法です。

キャッシュプーリングの利点として、例えば以下が挙げられます。

- ▶ キャッシュフローの可視化
- ▶ 財務効率の向上、為替リスク管理
- ▶ 管理の中央化及び短期キャッシュ管理

- ▶ 銀行の優遇レート適用

キャッシュプーリングに関して税務リスクの観点から、一般的に以下を含む項目を検討する必要があります。

- ▶ 利子源泉税
- ▶ 過少資本税制
- ▶ 移転価格税制
- ▶ 外国為替規制
- ▶ 恒久的施設(PE)
- ▶ CFC 税制の適用
- ▶ 税務上有利な国・地域の選定
- ▶ 印紙税

上記、キャッシュプーリングに係る税務上の留意点につきましてご質問等御座いましたら、弊社専門チーム (Finance and Treasury Team) をご紹介させて頂きたいと思っております。



## 7. 企業の社会的責任(CSR)、サステナビリティ関連サービス

2012年10月15日付けでアーンストアンドヤングはオランダ・ベルギーの環境系コンサルティング会社 Beco Groep B.V. および Beco België N.V. (以下 Beco)を買収いたしました。Beco は CSR(企業の社会的責任)に関するマネジメント体制の支援、持続可能な製品・プロセス計画策定支援、気候変動や省エネに関する戦略および活動計画支援等の分野で強みをもつコンサルティング会社です。

今回の買収により、CSR やサステナビリティ関連のコンサルティングサービスの強化を図ります。主なサービス内容は以下のとおりとなります。

### (1)CSRに関するサービス

- ▶ CSR マネジメント体制構築、改善支援
- ▶ CSR、サステナビリティ報告書等作成支援
- ▶ 報告書への保証
- ▶ 持続可能なサプライチェーン(人権問題を含む)に関する戦略および活動計画策定支援

### (2)コンプライアンスサービス

- ▶ EU および各国のコンプライアンスに遵守するための体制構築、改善支援
- ▶ 行動規範、コンプライアンスマニュアル作成業務

### (3)製品やプロセスに関するサービス

- ▶ 最適なプロセス体制構築、改善支援
- ▶ ライフサイクル分析
- ▶ 持続可能な製品に関する支援
- ▶ 独自に開発した環境管理ツール(例:有害物質、CO2 排出量管理、省エネ等)の提供

### (4)気候変動対策に関するサービス

- ▶ 排出量削減、省エネ、再生可能エネルギー等に関する戦略および活動計画に関する支援

#### About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit [www.ey.nl](http://www.ey.nl) or [www.ey.com](http://www.ey.com).

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Japan Business Services Contacts

富永 英樹  
Partner, JBS

+31 (0)88 4071723  
[hideki.tominaga@nl.ey.com](mailto:hideki.tominaga@nl.ey.com)

谷津 剛  
Senior Manager, JBS/TP&TESCM

+31 (0) 88 4071649  
[takeshi.yatsu@nl.ey.com](mailto:takeshi.yatsu@nl.ey.com)

Ernst & Young, Antonio Vivaldistraat 150 1083HP  
Amsterdam,

© Ernst & Young 2012. Published in the Netherlands  
All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.